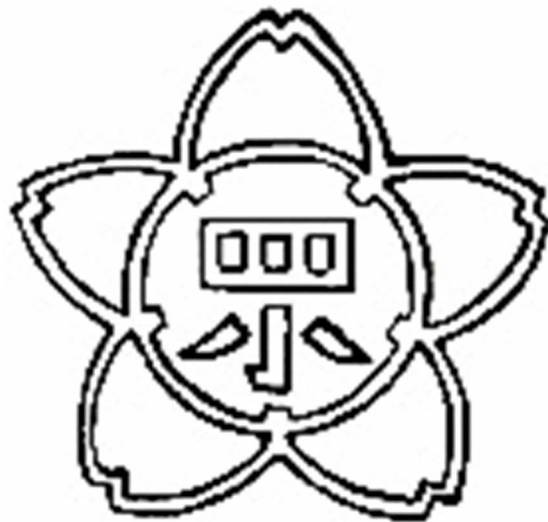


和光市立第四小学校 いじめ防止基本方針



令和8年4月1日

和光市立第四小学校

和光市立第四小学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成29年3月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、埼玉県においても国の改定を踏まえて「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が示された。

この国及び埼玉県の基本方針を踏まえて改定された「和光市いじめ防止基本方針」を受け、児童の尊厳を保持することを第一義として、家庭、学校、地域住民その他関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などを総合的かつ効果的に推進するために「和光市立第四小学校いじめ防止基本方針」を改定する。

1 和光市立第四小学校いじめ防止基本方針の策定

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」と定義され、なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるといえるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である

(2) いじめに対する本校の基本認識

この定義のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・学級を問わず起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係でいられる児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができると目指して、いじめ防止のための基本姿勢並びに取組を明示して「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの防止等に向けた方針について

(1) 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、すべての児童が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

(2) 豊かな情操や道徳性、互いの人格を尊重する態度を培い、児童が主体となっていじめのない良好な人間関係を構築していく。

(3) いじめの早期発見・積極的ないじめの認知のために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、保護者、地域と連携して児童を見守っていく。

(4) いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童の安全確保とその保護者への支援を行うとともに、いじめたとされる児童に対する適切な指導とその保護者への助言を組織的に行う。また、保護者、地域や教育委員会など関係機関と連携し、情報を共有しながら取り組む。

(5) 社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すために学校運営協議会や

けやきの会・地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について保護者、地域と連携して対策を推進する。

3 いじめの未然防止のための取組

学校は児童にとって、「居がい、学びがい、やりがいのある場」でなければならない。そのためには一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気醸成できるように学校全体で取り組む必要がある。また、教師一人一人が授業力を高め「分かりやすい授業」を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てるとともに、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科においては、発達段階に即して「命の大切さ」について系統的な指導ができるようにする。また、児童に「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない。」という認識を持たせることが重要であり、教育活動全体を通して指導する。さらに、いじめについて「見て見ぬふりをする。知らん顔をする。」などの傍観者的な対応は、いじめに加担していることと同じであることをしっかりと捉えさせる。

(1) 教師の言動・姿勢

- ・児童の悩みを親身に受け止め、児童が発するサインを見逃さない。
- ・自分の学級にもいじめは起こりうるという危機意識を持って当たる。
- ・いじめられている児童を守り通すことを最優先し、指導及び支援をする。
- ・教師自らの言動を振り返る。

教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容していないか？

教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容していないか？

教師の指導が徹底されず「いじめ」の土壌を温存させていないか？

(2) 学級づくり

- ・児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。(居場所・見守り)
- ・意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ・互いの良い点を認め合い、自分も相手も大切に作る。

(3) 学習規律・生活規律の定着

- ・第四小学校のきまり
- ・生活目標(年間重点目標・月別目標)
- ・給食・清掃等のきまり
- ・パソコンや携帯電話等正しい情報機器の使用についての指導

(4) 学力の定着

- ・わかる授業づくり
- ・個に応じた指導(低学年・中学年・高学年の算数科指導の工夫改善)
- ・補習(休み時間・夏季休業中の算数補習)
- ・家庭学習の習慣化(家庭学習の手引きの活用)

(5) 道徳教育を中心とし、校内研修を生かした「豊かな心の育成」

- ・道徳の授業の充実(学校公開・授業参観等で保護者にも参観してもらう。)
- ・特別活動の充実(縦割りグループによる縦割り活動を大切にする。)
- ・図画工作科の授業の充実(表現する力を育成する。)

(6) 幼保小の連携の充実

- ・和光市幼保小連絡協議会への参加
- ・スタートカリキュラムの充実

- 1年生の生活科学習に近隣幼稚園、保育園を招待
 - 授業公開
- (7) 自己肯定感を持たせる工夫
- 縦割り班活動を中心にした活動
 - 温かな学級経営
 - 係、当番活動の工夫
 - 友達のよいところ見つけ（言葉にして伝え合う）
 - ふわふわ言葉（お互いの心が温くなる言葉がけ）
- (8) 保護者同士のネットワークづくり
- けやきの会組織の活用、連携の強化
 - 学年及び学級懇談会の持ち方の工夫
 - 「いつでも」「誰でも」相談できる学校の相談体制づくりとその周知
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止
- インターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。
 - 関係諸機関等と連携を図り、ネットモラルについての授業を実施する。
 - 保護者の意識啓発にも力を入れるため、保護者対象の意識啓発のための講演会等を開催する。
 - 令和3年度より児童生徒に一人一台のタブレット端末が貸与されたことに伴い作成された活用ルールブック等を活用し、発達段階に応じた情報モラル教育を実施する。
 - 情報モラル教育の充実を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。また、おかしいと感じた児童がいる場合には学年の教師や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無や背景にある事情を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

①児童のささいな変化に気付く。

- 日記や生活ノート
- 授業態度、学校生活の様子(専科と担任との情報共有)
- 保健室や教育相談室の様子
- 保護者や地域からの情報
- 学童保育クラブとの連携
- 委員会及びクラブ活動での様子

②アンケート調査の活用

- 学校生活アンケート（年6回実施）
- 埼玉県教育委員会「規律ある態度」アンケート
- 学校評価（教職員用・保護者用・学校関係者用）

③教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

- ・学級での相談体制
- ・複数の教職員による対応
- ・外部人材の活用

④家庭や関係機関との連携

- ・家庭訪問 ・個人面談 ・教育相談週間
- ・授業参観及び懇談会 ・けやきの会（運営委員会・地区懇談会）
- ・地域パトロールの実施 ・就学支援委員会等の活用
- ・教育相談 巡回相談 通級指導教室担当者学校訪問
- ・第三中学校区3校連絡会による情報交換
- ・生徒指導主任会、学警連、特別支援教育コーディネーター会議
- ・学校運営協議会
- ・民生委員・児童委員との情報交換
- ・学校応援団の活用
- ・朝霞警察署、NPO法人等の活用

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

いじめ発見からの流れ 事実確認→該当学年・管理職・生徒指導主任による会議
（必要に応じて設置）→該当児童への指導→該当保護者への指導→生徒指導委員会
（共通理解・共通指導）→関係機関への報告・相談

- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

- ④ 学級全体への対応は以下の点に注意し、行う。

- ア 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- イ 見て見ぬふりをしないように指導する。
- ウ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- エ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- オ 道徳教育の充実を図る。
- カ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- キ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

- ⑤ 他校の児童が関わるいじめについては、当該校へ知らせ、適切な措置をとる。

- ⑥ ネット上へのいじめについて、学校単独で対応することが困難な場合には、和光市教育委員会、警察等と相談しながら対応を考える。学校においては、情報モラル教育の推進を図る。

- ⑦ 学校内だけでなく関係機関（和光市教育委員会、和光市教育支援センター、和光市子どもあんしん部、朝霞警察、所沢児童相談所など）と連携して解決にあたる。

- ⑧ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

- ⑨ 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を和光市教育委員会へ速やかに報告する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組を推進する。

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「和光市教育支援センター電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を促す。

(4) いじめの解消について組織で確実に確認する。

- ① いじめの解消については、謝罪をもって解消と判断するのではなく、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（目安として3ヶ月）継続していること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって解消と判断する。
- ② 被害児童の心身の苦痛については、児童本人及び保護者との面談等により確認する。
- ③ いじめが解消している状態であっても、再発する可能性があり得ることを踏まえて、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

生徒指導委員会・特別支援教育校内委員会は、毎月1回定例会議を設置する。協議した内容をはじめ全教職員体制で取り組む内容に関しては、職員会議・職員集会や朝会等で周知を図る。

生徒指導委員会・特別支援教育校内委員会は、学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者、けやきの会役員、学校応援団、地域の方等外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

また、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生した時の事実確認や重大事態が起きた時の調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には、公平性、中立性を確保するため、市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・教頭に報告する。また、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処するとともに、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。緊急を要する問題行動が発生したときに、以下のメンバーによる緊急生徒指導委員会を開催する。

【緊急生徒指導委員会メンバー】

＜校長、教頭、主幹教諭または教務主任、生徒指導主任、学年主任、けやきの会代表、スクールカウンセラー、朝霞警察署、児童相談所、主任児童委員、市教委、スクールソーシャルワーカー、市役所地域包括ケア課等必要に応じて招集する＞

(3) 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教委（市長）に報告するとともに、指示に基づいた対応を確実に行う。また、当該児童及び保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聞き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。事実確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

②いじめを受けた児童への聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

③自殺の背景調査における留意事項

亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止を講ずることを目指し、ご遺族の気持ちに十分配慮する。

「生徒（児童）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年度3月生徒（児童）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

④調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適切に提供する。調査により明らかになった事実関係（いつ・誰から行われ、どのような態様だったか）、いじめを生んだ背景・事情、児童の人間関係にどのような問題点があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告も行う。

これらの情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果については、埼玉県知事に報告する。

【重大事態】

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、市教委・学校の判断による。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・対応に当たる。